

払っているのに「未納」？ なんで？ 事件の全容説明・原因の徹底究明を

約 400 戸に「未納」通知

・・・横領事件に関わる可能性を調査・・・

10月3日付で「町税横領事件に係る確認調査について」と題して「未納明細書」と共に通知されていることが町民の訴えで判明し、税務課に問い合わせたところ、約400戸に送付しているとのことでした。中にはすでにコンビニに昨年11月に支払っているにもかかわらず「未納」になっているケースなどがありました。

総務民生常任委員会に所属する議員有志3人(山田裕康、山田 充、西澤)は11月4日、北川豊昭町長と上田和光税務課参事に対し要請書を提出しました。その要請書(抜粋)を中心にお知らせします(小見出しは編集者)。

「町税横領事件に係る確認調査について」にかかわる要請書

では、Aさんの訴えにより10月24日、山田課長、上田参事(前課長)と面談した際、町の間違いを抗議したAさんに、口頭でのお詫びですませてもらえない、と指摘。

その上で、24日の面談において「平成27年11月にす

で納付しているものが今年9月の時点でもなぜ『未納』扱いになっているのか」との問いにまともな答えはありません、と批判しています。

差押以前の税金が未納？

要請書では、Bさん、Cさんのケースで、「町が滞納総額を差し押さえ、その差し押さえ以前に納期を迎えた税金が未納明細書に記載され通知されています。本来、差し押さえ期日までの滞納額は、

即時執行されていることから、『未納』として残るはずがない」と批判。

【Aさんのケース】

通知文には、平成28年9月27日付の「未納金額明細書」が同封。平成27年11月30日納期限の21,600円が未納とされており、判定日が「平成28年3月31日」と記載されていた。

Aさんは平成27年11月25日付のコンビニ受領印の領収証書を保管。

要請書では、「国民が法に基づく納税義務を課せられている税に関しては、賦課・徴収・管理など全ての事務は厳正・正確に執行されねばならない」と指摘し、「収納した税金を会計

室にもっていくのを数日間も忘れていたのに『何も問題にならなかった。誰も気づかなかった』と税務課のズサンな体制を暴露して」と、容疑者のテレビインタビューを改めて紹介しました。

要請書の質問事項(要旨)は以下の通りです。

1、上記通知文とともに「未納金額明細書」に記載してある税金がどのような経過、どのような処理で「未納」となっているのか、全ての対象者に説明すること。

2、納税者に「未納」通知をしておきながら、抗議を受けると「払ったのならいい」など

と口頭で済ませてもらえません。「納入済」が確認できた納税者に

ある町民の声

職員による税金の横領をうやむやにするようでは「誇りの持てる町」どころか「人口減少」もますます深刻になるばかり。

は、全ての対象者に謝罪とともに「納入済」の書面を交付すべきです。

3、その際、「未納」の税金は今後、町が請求しないとする理由が、賦課の誤りか、時効となり町が請求権を放棄したものか、元職員Kによる横領被害額に含まれているのか、納入処理のミスか、そのいずれでもない場合か、以上5ケースの内の一つに該当するものであるか、根拠等を説明すること。以上、3事項について11月14日までに書面にてご回答ください。

甲良町役場前アピール

11月9日(水)10時~約30分間

横断幕、プラカードなどを持ち、「早く告げせよ」など事件の全面解決求めアピールします。ご自由に参加できます。

呼びかけ人 = 藤谷悟さん、丸山光雄さん

甲良民報

2016年11月6日 684号(改訂版)
発行責任: 日本共産党甲良町議員
連絡: 甲良町在土 463(西澤)
Tel: 38-4949 Fax: 38-2242

ご意見・ご要望をどうぞ。

くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38 4949 丸山光雄 38 3123 松元たけし 38 3875

日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】